

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		適用除外の許可
根拠法令及び条項		<p>新座市屋外広告物条例第15条第6項及び第7項</p> <p>6 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 道標、案内図板その他公共的な目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件</p> <p>7 第6条第2項から第5項まで及び第7条から第13条までの規定は、前項の許可について準用する。</p>
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審   査   基   準	関係条項	<p>新座市屋外広告物条例施行規則第15条</p> <p>条例第15条第6項の許可の申請は、新座市屋外広告物等(新設・更新)許可申請書正副2通に、それぞれ第4条第1項各号に掲げる図書を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。</p>
	基準  (未設定の場合はその理由)	<p>新座市屋外広告物条例施行規則第15条</p> <p>2 前項に規定する申請書の提出があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に従い、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、新座市屋外広告物等(新設・更新)許可決定・申請却下通知書に当該申請書の副本を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(1) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第15条第6項第1号に規定するものであるとき 共通基準及び別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準</p> <p>(2) 当該申請に係る広告物又は掲出物件が条例第15条第6項第2号に規定するものであるとき 共通基準及び当該許可に係る表示面積が10平方メートル以下であること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年10月1日設定(年月日最終変更)
理標 期準 間処	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日

	設定等年月日	平成22年10月1日設定（年 月 日最終変更）
--	--------	-------------------------